

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5 月29日
【会社名】	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
【英訳名】	United Super Markets Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 元宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田相生町 1 番地
【電話番号】	03-3526-4766
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 熊谷 直義
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田相生町 1 番地
【電話番号】	03-3526-4766
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 熊谷 直義
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 259,315,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	239,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、平成29年4月11日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び非常勤取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役並びに当社の完全子会社のうち株式会社マルエツ及び株式会社カスミ（以下「対象子会社」といいます。）の常勤取締役（以下「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度に基づき、平成29年5月19日に開催された第2回定時株主総会において、当社の対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の現物出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、対象子会社の取締役会におきましても、その常勤取締役に対し、譲渡制限付株式取得の現物出資財産とするための金銭報酬債権を支給することにつき承認されています。

本募集は、本制度を踏まえ、平成29年5月29日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度の概要は以下のとおりです。

< 本制度の概要等 >

対象取締役等は、本制度に基づき当社及び対象子会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役等に対して発行し又は処分する普通株式の総数は、年425,000株以内（このうち、対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年200,000株以内）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。ただし、本制度においては、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して支給する場合を想定しております。

今回は、本制度の目的、当社グループの業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計259,315,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与することを決定しております（このうち、対象取締役に対して付与する金銭報酬債権の合計は、118,156,500円といたします。）。また、対象取締役等が本金銭報酬債権を当社に現物出資することで、当社の普通株式239,000株（以下「本株式」といいます。）を対象取締役等に対して割り当てることといたしました（このうち、対象取締役に対して割り当てる当社の普通株式の合計は、108,900株といたします。）。また、譲渡制限期間につきましても、中期経営計画の対象期間である3年間としております。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の第3期～第5期事業年度（平成29年3月1日～平成32年2月29日）の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として割当予定先である対象取締役等に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分を通して処分されるものです。また、本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならな

いこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、譲渡制限期間における当社グループの連結営業収益・連結経常利益など、当社の取締役会が予め設定した業績達成度に応じて、割り当てた株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除すること等が含まれることといたします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

<本割当契約の内容>

(1) 譲渡制限期間

平成29年6月26日～平成32年6月25日

(2) 業績条件等による譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して当社又は対象子会社の取締役の地位にあることを条件として、以下 から に従い、譲渡制限期間が満了した時点で、本株式の譲渡制限を解除する。

当社は対象取締役等に対し、譲渡制限期間中は毎年、各事業年度の連結営業収益及び連結経常利益の予算達成度に応じて「業績達成ポイント」を決定する。

譲渡制限期間が満了した時点において、以下の算式で算定される3事業年度分の業績達成ポイントの累計値(以下「累計業績達成ポイント」といいます。)から支給係数を求め、本株式に係る譲渡制限の解除率を決定する。

(ご参考) 累計業績達成ポイント = 初年度の業績達成ポイント × 0.3 + 2年度の業績達成ポイント × 0.3 + 最終年度の業績達成ポイント × 0.4

対象取締役等が保有する本株式数に、 の解除率を乗じた株式数について、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任した場合の取扱い(病気、死亡等による場合を除く)

譲渡制限の解除時期

当社は、対象取締役等が、当社又は対象子会社の取締役のいずれの地位から、任期満了もしくは定年その他の正当な理由により退任した場合には、退任後の別途取締役会が定める時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除株式数

次の(ア)の定める数に、次の(イ)及び(ウ)に定める数を乗じた結果得られる数(単元株式数に満たない数は切り捨て)を原則として、当社取締役会で決定する。

(ア) で定める当該退任した時点において保有する本株式数

(イ) 当社又は対象子会社の取締役の役位にあった在任期間年数(満1年間に満たない在任期間については、切り捨て)に0.3を乗じて算出した数値。

(ウ) 在任期間の業績達成ポイントの累計値に基づき、当社取締役会が予め定めた基準に従って算出された解除率

ただし、在任期間が満1年間に満たない年度については、業績達成ポイントは付与しない。

(例) 取締役として2年6ヶ月間在任した場合

譲渡制限の解除株式数 = 退任時点の保有株式数 × 2 (在任期間年数) × 0.3 × 解除率

業績達成ポイントの累計値 = (初年度の業績達成ポイント + 2年度の累計業績達成ポイント) ÷ 2

累計業績達成ポイントに応じた支給係数を基に、解除率を決定する。

(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間満了時点もしくは(3)で定める譲渡制限解除した時点において、譲渡制限が解除されていない本株式については、当社が当然に無償で取得する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	239,000株	259,315,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	239,000株	259,315,000	-

(注) 1. 「第1[募集要項]1[新規発行株式](注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役等に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第3期～第5期事業年度(平成29年3月1日～平成32年2月29日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
取締役: 4名()	108,900株	118,156,500円	第3期～第5期事業年度 3事業年度分金銭報酬債権
子会社取締役: 12名()	130,100株	141,158,500円	第3期～第5期事業年度 3事業年度分金銭報酬債権

社外取締役及び非常勤取締役を除く

非常勤取締役及び国内非居住者(本自己株式処分のみ)を除く

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,085	-	100株	平成29年6月18日 ～平成29年6月25日	-	平成29年6月26日

(注) 1. 「第1[募集要項]1[新規発行株式](注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第3期～第5期事業年度(平成29年3月1日～平成32年2月29日)の譲渡制限付株式報酬制度として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込はありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社人事総務部	東京都千代田区神田相生町1番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬制度として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	120,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役等に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

また、平成29年5月19日開催の株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額1億5千万円以内の金銭報酬債権を支給できることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第3期～第5期事業年度（平成29年3月1日～平成32年2月29日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成29年4月11日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数400万株、取得価額の総額40億円をそれぞれ上限とし、取得期間を平成29年4月12日から平成30年4月11日とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、平成29年5月29日開催の臨時取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（TosTNeT-3）により、当社普通株式1,800,000株（上限）を取得する事項を決議しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】**第1 【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日） 平成29年5月22日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の提出日（平成29年5月29日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成29年5月23日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年5月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年5月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社本店
（東京都千代田区神田相生町1番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。